

# ブロック塀等撤去促進助成金 申請書作成の手引き

川崎市 まちづくり局 指導部 建築指導課

## 川崎市ブロック塀等撤去促進助成金の概要・・・P.2

- ・ 助成金の対象となるブロック塀等
- ・ 助成金の対象となる工事
- ・ 助成金の対象となる費用
- ・ 申請できる方
- ・ 助成金の額
- ・ 申請受付期間
- ・ 申請窓口

## 手続きの流れ・・・P.4

## 申請にあたっての注意事項・・・P.5

- ・ 助成金の対象となる塀の種類
- ・ 助成対象見付面積<sup>みつけんせき</sup>の計算方法
- ・ 助成金の対象となる塀の位置
- ・ ブロック塀等の撤去と併せてフェンス等の新設工事を行う場合
- ・ 塀の高さの測り方

## 申請書の書き方・・・P.9

- ・ 第 1 号様式の記入例
- ・ 配置図、見付図<sup>みつけず</sup>の作成例
- ・ 見積書の作成例

# 川崎市ブロック塀等撤去促進助成金の概要

本助成金は、地震によるブロック塀等の倒壊による人的被害を防止するため、道路等及び公園等に面したブロック塀等の撤去に要する費用の一部を助成するものです。

## ●助成金の対象となるブロック塀等

次の1～3全てに当てはまるブロック塀等（コンクリートブロック塀のほか、石積塀・レンガ積塀・<sup>まんねんべい</sup>万年塀を含みます）が助成金の対象です。コンクリートブロック積や石積であっても、<sup>ようへき</sup>擁壁（高低差のある個所で、高い側の土を押さえるために設置したもの）は対象になりません。

### 1. 川崎市内にあるもの

### 2. 次のいずれかに当てはまるもの

- （1）道路または不特定多数の者の通行の用に供する通路に面するもの
- （2）都市公園または不特定多数の者が利用する公園及び広場に面するもの

### 3. 安全性の確認ができない※高さ 1.2m超えるもの

※ 申請書第1-1号様式に記載した「安全性チェックリスト」を用いて判定してください（P10 参照）

## ●助成金の対象となる工事

ブロック塀等の高さが1.2m以下となるように撤去する工事が助成金の対象です。上部のみを撤去する工事、全てを撤去する工事とも対象となります。助成を受けるには、施工業者との契約前に申請いただく必要がありますので、ご注意ください。

## ●助成金の対象となる費用

ブロック塀等の撤去に要する費用が助成金の対象です。基礎の撤去費、仮設工事費や撤去したブロック等の処分費も含みます。付属するフェンス・<sup>もんぴ</sup>門扉等の撤去費は含みません。

## ●申請できる方

申請できるのは、ブロック塀等の所有者（共有のものにあっては、その代表者）及び管理者です。個人・法人の別は問いません。

施工業者等が所有者・管理者に代行して書類を提出することは可能です。

## ● 助成金の額

次の金額のうち、最も低い額が助成金の額になります。千円未満の端数は切り捨てます。

- 1) 施工業者に支払った金額のうち、助成金の対象となる金額（税抜き）の  $1/2$ 。フェンスや門扉<sup>もんび</sup>の撤去費は助成金の対象になりません。
- 2) 助成対象見付面積<sup>みつ けめんせき</sup>の合計  $\times 6,250 \text{円}/\text{m}^2$
- 3) 300,000円

## ● 申請受付期間

毎年度、4月1日から翌1月31日までの間、申請を受付けています。

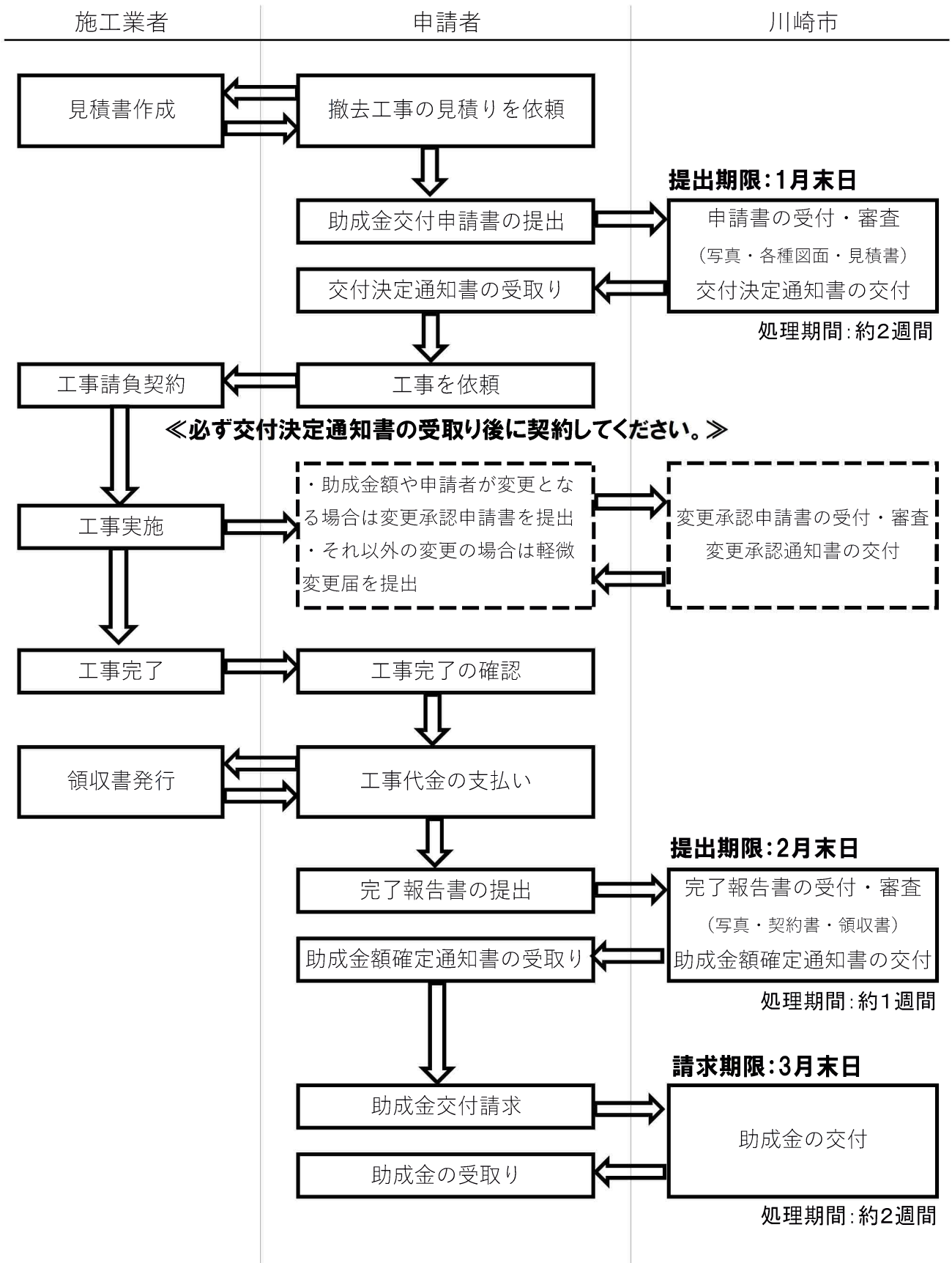
## ● 申請窓口

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（市役所本庁舎18階）  
川崎市役所 まちづくり局 指導部 建築指導課 建築安全担当

電話 044-200-2757

申請は窓口または郵送で受付けています。メール、FAXでは受付けていません。窓口受付時間は、平日の8時30分から12時まで、13時から17時までです。

# 手続きの流れ



## 申請にあたっての注意事項

### ● 助成金の対象となる塀の種類

コンクリートブロック塀、石積塀、レンガ積塀、<sup>まんねんべい</sup>万年塀これらに類するものが助成金の対象です。付属する<sup>もんび</sup>門扉・フェンス等は対象になりません。

鉄筋コンクリート造の塀、板塀、<sup>ついじへい</sup>築地塀、竹垣、フェンス等は対象になりません。

コンクリートブロック積や石積であっても、<sup>ようへき</sup>擁壁（高低差のある個所で、高い側の土を押さえるために設置したもの）は対象になりません。



万年塀の設置例



間知ブロック擁壁の設置例  
（助成金の対象外です）



コンクリートブロック擁壁の設置例  
（助成金の対象外です）

<sup>みつけんせき</sup>

### ● 助成対象見付面積の計算方法

本助成金には、見付面積当たりの上限額があります。助成対象見付面積とは、塀を側面から見た際に地上に表れている部分（基礎の地上部分を含む）のうち、撤去する範囲の面積を指します。

<sup>もんび</sup>門扉・フェンス等や擁壁は助成金の対象になりませんので、これらの見付面積は除いてください（P.12 参照）。

## ● 助成金の対象となる塀の位置

「道路」「不特定多数の者の通行の用に供する通路」「都市公園」「不特定多数の者が利用する公園及び広場」に面する塀が助成金の対象です。それぞれの定義は次のとおりです。  
該当するかが不明な場合はお問合せください。

### 道路：

幅員 4m 以上の公道や開発事業等に伴い造成された道路のほか、幅員 4m 未満で建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路（いわゆる「2 項道路」）を指します。

### 不特定多数の者の通行の用に供する通路：

蓋<sup>ふた</sup>掛けされた水路などの公有地で不特定多数が通行しているものや、建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号に規定する道、同項第 2 号に規定する空地のうち道路に見立てられるものを指します。

### 都市公園：

都市公園法第 2 条の 2 に規定する都市公園を指します。いわゆる公園のほか、緑道、都市緑地等を含みます。

### 不特定多数の者が利用する公園及び広場：

市営公園（都市公園以外の公園で、川崎市が管理している公園、緑地等）、川崎市総合設計制度の許可基準第 12 条に規定する公開空地、その他これらに類するものを指します。

## ● ブロック塀等の撤去と併せてフェンス等の新設工事を行う場合

既存のブロック塀等の撤去と併せてフェンス等の新設工事を行う場合（同一の業者に発注する場合）、撤去工事のみの見積書の作成を依頼してください（P.13 参照）。

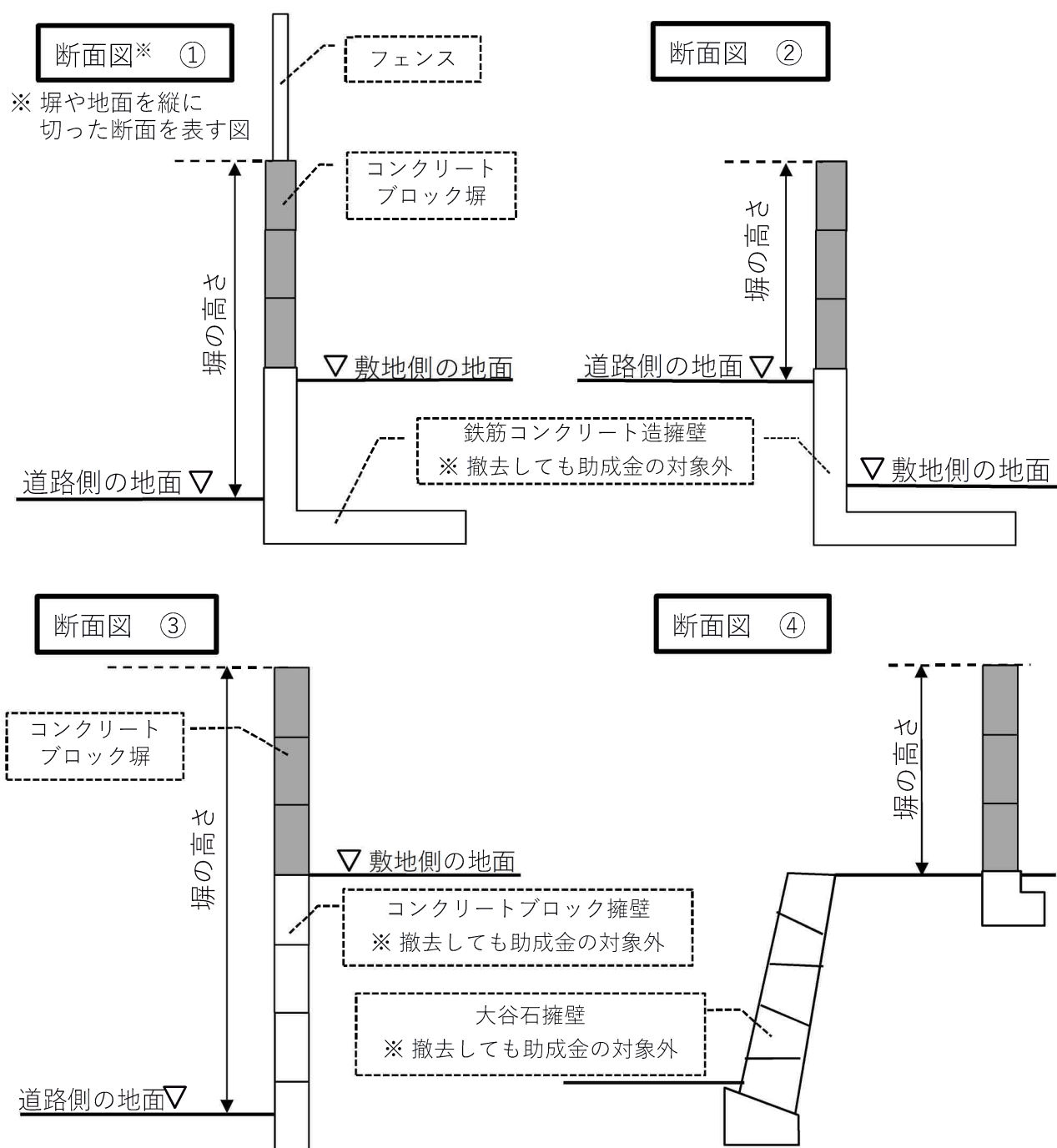
幅員 4 m 未満で、建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路（いわゆる 2 項道路）沿いにフェンス等を新設する場合は、道路の中心線から 2 m 後退させる必要があります。

道路の中心線等が不明な場合はお問い合わせください。

## ● 塀の高さの測り方

既存の塀の高さが1.2mを超え、工事後の高さを1.2m以下とする工事が、助成金の対象です。道路側から測る塀の高さと、敷地内から測る塀の高さが異なる場合、塀の高さは道路側から測った値となります。

塀が擁壁等の直上に設置されている場合、これらの高さを含めた値となります（擁壁等の高さが1.2mを超える場合、ブロック塀等の撤去工事後も高さが1.2mを超えることになりますが、ブロック塀等の部分が全て撤去される工事については、助成金の対象となります）。



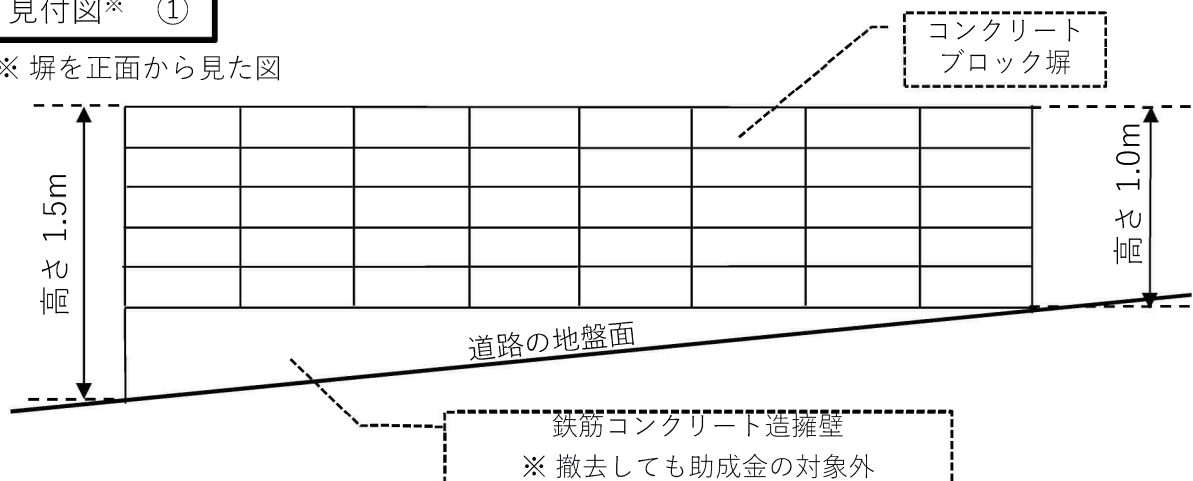


また、塀が坂道に面する場合など、測る場所によって高さが変わる場合の、助成金の対象となる工事範囲の考え方は次のとおりです。

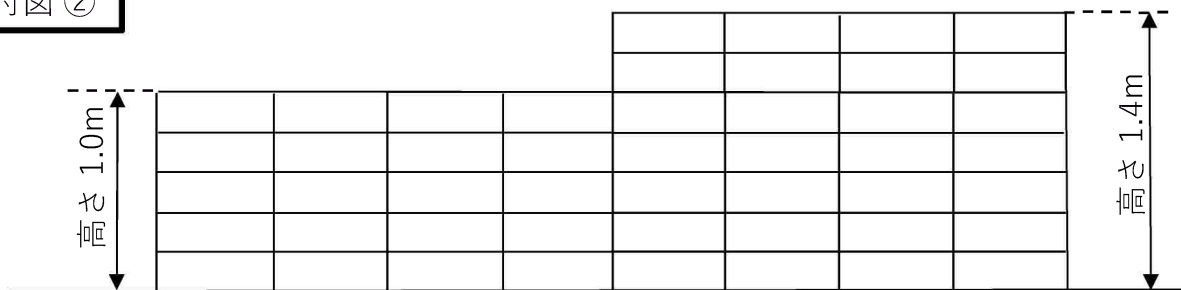
見付図①、②、③の様に、高さ1.2mを超える箇所がある一連の塀は、高さ1.2m以下となる箇所があっても助成金の対象とします。ただし、③の場合、門扉の右側と左側で塀の種類が異なると一連の塀と見なせないことがあります。

見付図※ ①

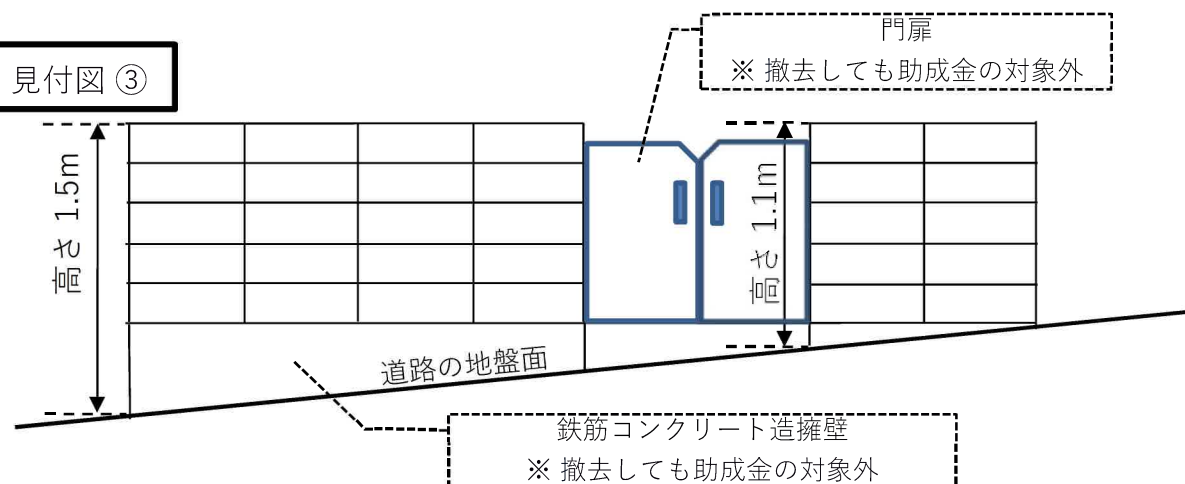
※ 塀を正面から見た図



見付図 ②



見付図 ③





# 川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付申請書

## ● 第1号様式の記入例

○年 ○月 ○日

（あて先）川 崎 市 長

川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱の規定に基づく助成金の交付を受けたいので、同要綱第4条第1項の規定に基づき、必要書類を添えて次のとおり申請します。なお、この申請に必要な土地・建物に関する情報について、関係部局に照会を行うことについて同意します。

|                                                        |                                           |                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請者                                                    | 住所<br><small>（法人等にあつては主たる事務所の所在地）</small> | 〒 210 - 8577<br>川崎市川崎区宮本町1番地                                                                                                        |
|                                                        | ふりがな                                      | かわさき たろう                                                                                                                            |
|                                                        | 氏名                                        | 川崎 太郎                                                                                                                               |
|                                                        | 電話番号                                      | 044 ( 200 ) 2757                                                                                                                    |
| 申請者欄には、塀の所有者又は管理者を記入してください。<br>（施工業者等による書類の提出代行は可能です。） |                                           |                                                                                                                                     |
| 撤去する<br>ブロック塀等<br><br>該当する□を塗り<br>つぶしてください             | 所在地                                       | 川崎市 川崎 区 宮本町1番地<br><small>※住居表示を記入（住居表示がない場合は地名地番）</small>                                                                          |
|                                                        | 種類                                        | <input checked="" type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 石積塀 <input type="checkbox"/> 万年塀 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
|                                                        | 工事種別                                      | <input type="checkbox"/> 全部撤去 <input checked="" type="checkbox"/> 一部撤去                                                              |
|                                                        | 工事期間                                      | ○年○月○日 ～ ○年○月○日                                                                                                                     |
|                                                        | 塀が面する場所                                   | <input checked="" type="checkbox"/> 道路等 <input type="checkbox"/> 公園等                                                                |
|                                                        | 交付申請額                                     | 110,000円（千円未満切捨て）                                                                                                                   |

「一部撤去」とは、塀の上部のみを撤去し、塀の高さを低くする工事を指します。

|                                                                                                                                  |  |                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 「第1－2号様式」の②・④・⑤のうち、<br>最も低い金額を千円未満切捨てで記載。                                                                                        |  | 宣誓欄                                                                                  |
| ブロック塀等を撤去後、フェンス等を新設する場合                                                                                                          |  | 塀の撤去後にフェンス等を設置する場合は、なるべく軽量なフェンスとしてください。<br>やむを得ずブロック塀とする場合は、<br>現行の基準に適合したものとしてください。 |
| 申請者は、川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱を受けてブロック塀等を撤去したのち、フェンス等を新設する場合には、軽量フェンス等の設置に努めます。やむを得ずブロック塀等を新設する場合には、建築基準関係規定に適合したブロック塀等とし、適切に維持管理します。 |  |                                                                                      |
| 構造上一体となっているブロック塀等の一部を撤去する場合                                                                                                      |  | 隣家の塀と鉄筋等でつながった塀の一部を撤去する場合は、<br>隣家の承諾を得てください。                                         |
| 申請者は、構造上一体となっているブロック塀等の所有者に対し、その耐久性・耐震性への影響等について説明し、ブロック塀等の一部を切り離すことについて承諾を得ています。                                                |  |                                                                                      |
| 建築基準法第42条第2項の道路に面するブロック塀等を撤去する場合                                                                                                 |  | セッバックが必要な、いわゆる2項道路に面し、撤去後にフェンス等を設置する場合は、必ずセッバックした位置に設置してください。                        |
| 申請者は、川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱を受けてブロック塀等を撤去したのち、フェンス等を新設する場合、要綱に基づき協議を行い、フェンス等を新設します。                                                 |  |                                                                                      |
| 上記事項を遵守します。                                                                                                                      |  |                                                                                      |
| 申請者氏名                                                                                                                            |  | 川崎 太郎                                                                                |

# 第1-1号様式（第4条関係）

## 【安全性チェックリスト】

次のいずれかのチェックリストを用い、塀の点検を行ってください。

なお、助成金の対象になる塀は、塀の高さが1.2mを超え、かつ、以下のチェックリストにおいて「塀の高さ」を除く項目のいずれか一つ以上に「いいえ・不明」が該当する場合です。

### コンクリートブロック造用

コンクリートブロック塀の場合は、以下に○をつける。

| 項 目                           | 基 準                                                                       | 点検結果 |        |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------|--------|
| 1 塀の高さ                        | 地盤面から2.2m以下である。                                                           | はい   | いいえ・不明 |
| 2 塀の厚さ                        | 10cm以上である。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は、15cm以上である）                                  | はい   | いいえ・不明 |
| 3 控え壁                         | 塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。                                      | はい   | いいえ・不明 |
| 4 基礎                          | コンクリート基礎がある。                                                              | はい   | いいえ・不明 |
| 5 塀の健全性                       | 傾きやひび割れ等がない。                                                              | はい   | いいえ・不明 |
| 【以下の項目は、項目1～5の全てが「はい」の場合のみ回答】 |                                                                           |      |        |
| 6 鉄筋                          | 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。 | はい   | いいえ・不明 |

### 組積造（石積塀やれんが塀）用

組積造の場合は、以下に○をつける。

| 項 目     | 基 準                                 | 点検結果 |        |
|---------|-------------------------------------|------|--------|
| 1 塀の高さ  | 地盤面から1.2m以下である。                     | はい   | いいえ・不明 |
| 2 塀の厚さ  | 高さの1/10以上である。                       | はい   | いいえ・不明 |
| 3 控え壁   | 塀の長さが4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある。 | はい   | いいえ・不明 |
| 4 基礎    | コンクリート基礎がある。                        | はい   | いいえ・不明 |
| 5 塀の健全性 | 傾きやひび割れ等がない。                        | はい   | いいえ・不明 |

### 万年塀用

万年塀の場合は、以下に○をつける。

| 項 目     | 基 準          | 点検結果 |        |
|---------|--------------|------|--------|
| 1 塀の健全性 | 傾きやひび割れ等がない。 | はい   | いいえ・不明 |

## 【申請に必要な添付書類】

※特に様式は定めていません。

|   |                |                                                                                      |
|---|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ブロック塀等の撤去前の写真等 | 塀の全景がわかるもの。1枚に収まり切らない場合は分割して撮影する。<br>点検結果で「いいえ・不明」となった項目が確認できる写真（ひび割れの拡大写真等）を添付すること。 |
| 2 | 案内図            | 住宅地図等に助成対象ブロック塀等の位置を記載したもの。                                                          |
| 3 | 配置図            | 方位、道路の位置、助成対象ブロック塀等の種類・位置等を記載したもの。                                                   |
| 4 | 見付図            | 助成対象ブロック塀等の種類・延長・高さ等を記載したもの。                                                         |
| 5 | 見積書等           | 助成対象工事とその他工事の内訳がわかるもの。                                                               |
| 6 | その他            | 別途、市長が必要と認める書類                                                                       |

作成例を参照（P.12-14）

第1－2号様式（第4条関係）

【交付申請額算定書】

次の計算式により算定した②・④・⑤を比較してください。最も低い金額が交付申請額となります。

●対象費用の1／2

見積り金額のうち、助成金の対象となる金額（税抜き） ..... 220,000 円・・・①

① × 1／2 = 110,000 円・・・②

※フェンスや門扉の撤去は助成金の対象になりません。これらの金額を除いたものが助成金の対象となる金額です。

●助成対象見付面積による上限額の1／2

助成対象見付面積の合計 ..... 23.6 m<sup>2</sup> × 12,500 円/m<sup>2</sup> = ..... 295,000 円・・・③

③ × 1／2 = 147,500 円・・・④

※フェンスや門扉の撤去は助成金の対象になりません。これらの部分を除いた見付面積の合計を算定してください。

（小数第3位以下を切り捨てた数値により計算し、合計は小数第3位以下を切り捨てた数量とする。）

助成対象見付面積の算定式

（西面）

1.0m × 10.0m = 10.0m<sup>2</sup>

（南面）

1.6m × 4.0m + 1.6m × 8.0m - 1.0m × 5.6m = 13.6m<sup>2</sup>

（合計）

10.0m<sup>2</sup> + 13.6m<sup>2</sup> = 23.6m<sup>2</sup>

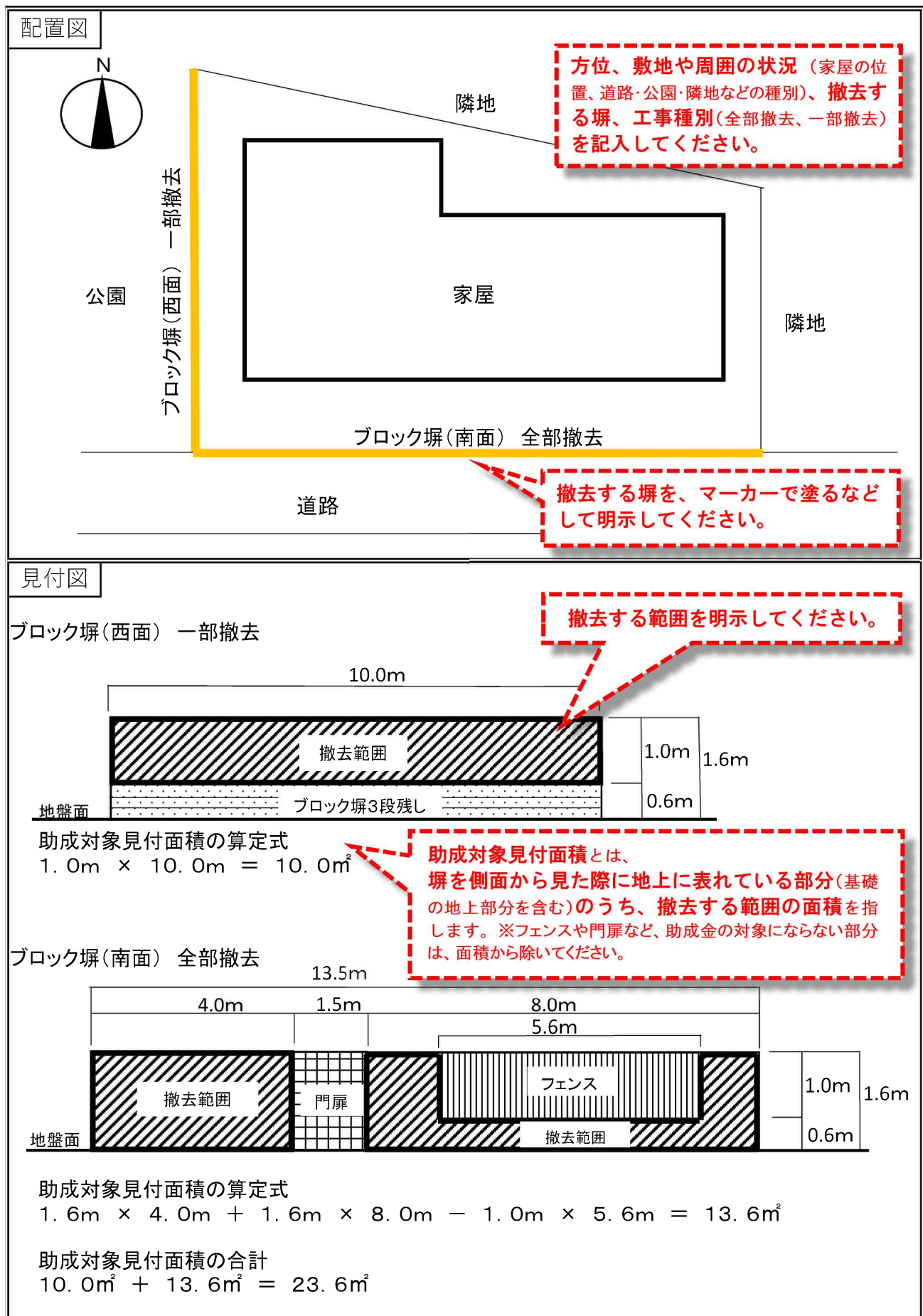
②・④・⑤のうち、最も低い額が交付申請額になります。

●上限額

300,000 円・・・⑤

|      |                                                        |    |    |
|------|--------------------------------------------------------|----|----|
| 市記入欄 |                                                        |    | 受付 |
| 道路等  | □基準法上の道路（□幅員 4 m以上      □幅員 4 m以下）                     |    |    |
|      | □通路等（□公有地   □法 4 3 条空地   □その他（                      ）） |    |    |
| 公園等  | 種別                                                     | 名称 |    |
|      |                                                        |    |    |

## ●配置図、見付図の作成例



●見積書の作成例

# 御 見 積 書

申請者名と同一としてください。

〇〇 〇〇 様

〇〇邸ブロック塀撤去工事  
川崎市〇〇区〇〇町〇ー〇

塀の撤去工事と併せて、フェンス等の新設工事を行う場合は、  
撤去工事のみの見積書を作成してください。

〇〇年〇月〇日

下記のとおり御見積り申し上げます。

税込見積金額 ￥〇,〇〇〇,〇〇〇-

合計金額 ￥〇,〇〇〇,〇〇〇-

消費税 ￥〇〇,〇〇〇-

株式会社〇〇〇工務店  
川崎市〇〇区〇〇町〇ー〇  
TEL 044-〇〇〇-〇〇〇〇  
FAX 044-〇〇〇-〇〇〇〇



# 内訳明細書

| 名称・仕様                   |        | 数量   | 単位             | 単価     | 金額      |
|-------------------------|--------|------|----------------|--------|---------|
| 【助成対象部分（道路面ブロック塀撤去工事）】  |        |      |                |        |         |
| 1                       | 撤去費    | ●●.● | m <sup>2</sup> | ●●,●●● | ●●●,●●● |
| 2                       | 廃棄物運搬費 | 1    | 式              |        | ●●,●●●  |
| 3                       | 処分費    | 1    | 式              |        | ●●,●●●  |
| 4                       | 仮設費    | 1    | 式              |        | ●●,●●●  |
| 5                       | 諸経費    | 1    | 式              |        | ●●,●●●  |
| 【小計】                    |        |      |                |        |         |
| 【助成対象外部分（隣地面ブロック塀撤去工事）】 |        |      |                |        |         |
| 1                       | 撤去費    | ●●.● | m <sup>2</sup> | ●●,●●● | ●●●,●●● |
| 2                       | 廃棄物運搬費 | 1    | 式              |        | ●●,●●●  |
| 3                       | 処分費    | 1    | 式              |        | ●●,●●●  |
| 4                       | 仮設費    | 1    | 式              |        | ●●,●●●  |
| 5                       | 諸経費    | 1    | 式              |        | ●●,●●●  |
| 【小計】                    |        |      |                |        |         |
| 【助成対象外部分（フェンス撤去工事）】     |        |      |                |        |         |
| 1                       | 撤去費    | ●.●  | m <sup>2</sup> | ●,●●●  | ●●,●●●  |
| 2                       | 廃棄物運搬費 | 1    | 式              |        | ●,●●●   |
| 3                       | 処分費    | 1    | 式              |        | ●,●●●   |
| 4                       | 仮設費    | 1    | 式              |        | ●,●●●   |
| 5                       | 諸経費    | 1    | 式              |        | ●,●●●   |
| 【小計】                    |        |      |                |        |         |
| 【合計】                    |        |      |                |        | ●●●,●●● |
| 【消費税】                   |        |      |                |        |         |
| 【税込見積金額】                |        |      |                |        | ●●●,●●● |

ブロック塀等の見付面積が分かるように記載してください。  
「様式1－2号様式」の見付面積と同じ面積になります。

助成対象費用と、対象外費用を分けてください。